

令和 5 年 5 月 2 日

保護者の皆さまへ

た な ば た 学 園  
交野市立第二中学校  
校長 大塚 弘治

### 新型コロナウイルス感染症対策について

日頃は、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

このたび、令和 5 年 5 月 8 日以降の新型コロナウイルスの感染症の感染症法 2 類相当から 5 類への移行を受け、学校教育活動及び出席停止期間等について交野市教育委員会から通知がありました。

つきましては、5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症対策にかかる学校教育活動について、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

### 記

○平時の感染症対策として、家庭との連携における児童・生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を行います。

○学校教育活動においては、マスクの着用を求めません。

○学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないとされていますが、食事の前後の手洗い等の衛生指導及び給食指導を行います。

○感染が不安で休ませたい場合の出欠の取り扱いについては、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、これまでと同様、欠席とはしないことも可能です。

○これまでと同様、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないようお願いします。

＊なお、地域や学校において感染が流行している場合には、活動場面に応じて、

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・児童・生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 等の措置を一時的に講じる場合があります。

○出席停止期間の基準

「発症したあと 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」

※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取り扱いについては、検体を採取した日から 5 日を経過するまでを基準とする。

#### 【注意】

- ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることをさします。
- ・「発症した後 5 日経過」や「症状が軽快した後 1 日を経過」については発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。
- ・出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

【例 1：3 日めに軽快した場合の登校可能時期】

|     |     |     |     |      |      |    |   |   |   |    |
|-----|-----|-----|-----|------|------|----|---|---|---|----|
| 0   | 1   | 2   | 3   | 4    | 5    | 6  | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 発症  | 療養  | 療養  | 軽快  | 軽快   | 軽快   | 登校 |   |   |   |    |
| 0 日 | 1 日 | 2 日 | 0 日 | 1 日め | 2 日め | 可能 |   |   |   |    |

〈発症から 5 日を経過する必要がある〉

【例 2：5 日めまで症状があった場合】

|     |     |     |     |     |     |     |      |    |   |    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|----|---|----|
| 0   | 1   | 2   | 3   | 4   | 5   | 6   | 7    | 8  | 9 | 10 |
| 発症  | 療養  | 療養  | 療養  | 療養  | 療養  | 軽快  | 軽快後  | 登校 |   |    |
| 0 日 | 1 日 | 2 日 | 3 日 | 4 日 | 5 日 | 0 日 | 1 日め | 可能 |   |    |

○濃厚接触者としての特定は行いません。